

役員及び評議員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益財団法人 国際文化カレッジ（以下「当法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員及び評議員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員及び評議員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員及び評議員は原則無給とするが、常勤役員については、職務執行の対価として報酬を支給することができるものとする。

- 2 常勤役員に定例報酬を支給する場合は、(別表) 常勤役員年棒表に基づくものとする。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 常勤役員は、定例報酬や退職慰労金を辞退することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬額の基準は、(別表) 年棒表のとおりとし、当法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額すぎないものとし、(別表) 年棒表の最高限度額を超えない範囲で評議員会が定めるものとする。

- 2 評議員会が前条に基づき報酬を定める場合は、その者の職務の内容、当法人の業務に従事する日数・時間等の事情を考慮するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬は年棒とし、これを12等分し毎月支給するものとする。

- 2 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より法令に基づく控除する金額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずるものとする。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員が退任又は死亡したときは退職慰労金を支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第7条 当法人は、非常勤役員等が役員会や評議員会に出席した場合は、その交通費、宿泊費、食費の他、日当として1万円を上限に支給することができるものとし、これらの総額の上限は5万円とする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。
- 3 役員等が以上の他、その職務の遂行に当たって負担した実費等費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第9条 この規程の改定は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年8月9日理事会議決)

(別表) 常勤役員年棒表(単位:千円)

号棒	年額	号棒	年額	号棒	年額
1	1,200	11	3,600	21	6,000
2	1,440	12	3,840	22	6,480
3	1,680	13	4,080	23	6,960
4	1,920	14	4,320	24	7,440
5	2,160	15	4,560	25	7,920
6	2,400	16	4,800	26	8,400
7	2,640	17	5,040	27	8,880
8	2,880	18	5,280	28	9,360
9	3,120	19	5,520	29	9,840
10	3,360	20	5,760	30	10,320